路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	伊万里市南波多町府招字船川二一四二番一から同市南波多町府招字古道二六二四番まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
四百九十七号	伊万里市南波多町谷口字大ブケ四二九番一から同市南波多町府招字長田三〇八七番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成三十年三月三十一日

○九州地方整備局告示第六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は平成三十年三月三十日から二週間九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四百九十七号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
伊万里市南波多町谷口字立山二九二番一から同市南波多町府招字長田三〇七〇番一まで	一〇・七〇～一二・二〇メートル	五・六五〇キロメートル

四　指定する期日　平成三十年三月三十日

○九州地方整備局告示第六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
日南市大字伊比井字塩入二九七番三から同市大字冨土字野中田三五九二番一まで	前	一二・一〇～四四・六八メートル	二・〇六九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一〇・三一～七八・八八	一・一〇七	
	後	一二・一〇～四四・六八	二・〇六九	
	A	一〇・三一～九三・〇二	一・一〇七	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十八号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市昭和四丁目九五番二一から北海道亀田郡七飯町字峠下三番まで	A	一七・九八～四六・二〇メートル	一二・九六四キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D	三六・四八～三七五・〇〇	一四・二一二	
	A	一七・九八～四六・二〇	一二・九六四	
	後B・C・D	二四・五〇～三一九・五二	一四・二一二	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十九号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市万代町一六六番から北海道上磯郡木古内町字木古内六番一まで	A	一一・〇〇～一六八・〇〇メートル	三六・九五五キロメートル	上記A・B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L及びMは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M	一〇・九〇～四三〇・〇〇	三三・九〇二	
	A	一一・〇〇～一六八・〇〇	三六・九五五	
	後B・C・D・E・F・G・H・I・J・K・L・M	一〇・九〇～四二三・七七	三三・九〇二	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第六十号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野五七番二五四から同村字シムカプ原野四七番一四まで	前	二〇・三〇～三二・二四メートル	〇・二〇三キロメートル	
	後	二〇・〇四～二〇・五八	〇・二〇三	

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第六十一号

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

北海道開発局長　和泉　晶裕